

雇用・環境経営促進金利優遇制度実施要領

（目 的）

第1条 この制度は、雇用の促進及び環境に配慮した経営を実践する中小企業者等を支援するため、京都府・京都市中小企業融資制度（以下「制度融資」という。）の融資利率を優遇する措置を実施し、もって府内中小企業者等の雇用の促進等による産業の活性化、環境配慮行動を普及・拡大することを目的とする。

（対象者）

第2条 この制度の対象者は、中小企業者（個人及び会社等をいう。）、組合（中小企業等協同組合、協業組合、商工組合及び同連合会、商店街振興組合及び同連合会、生活衛生同業組合及び同連合会等をいう。）及び特定非営利活動法人で、次の各号のいずれかを満たすものとする。

- (1) 非正規雇用労働者の正規雇用への転換を1名以上図ること。
- (2) 障害者を常用労働者として1名以上雇用していること。
- (3) 福利厚生施設等の労働環境の整備を行おうとすること。
- (4) 障害者を顧客として受け入れるための店舗・施設等の整備を行おうとすること。
- (5) 京都府若者の就職等の支援に関する条例（平成27年京都府条例第46号）の基礎的就職支援事業者又は実践的就職支援事業者として知事の認定を受けていること。
- (6) 京都わかもの自立応援企業認証制度の「京都わかもの自立応援企業」として認証されていること。
- (7) 就労・奨学金返済一体型支援事業補助金の交付決定を受けていること。
- (8) 多様な働き方推進事業費補助金の交付決定を受けていること。
- (9) 「京都モデル」ワーク・ライフ・バランス認証企業の認証を受けていること。
- (10) 「O（おやじの）K（子育てに理解のある）企業」認定制度における認定を受けていること。
- (11) 消防団協力事業所の認定を受けていること。
- (12) ISO14001の認証を取得していること。
- (13) KES環境マネジメントシステム・スタンダードの審査登録を受けていること。
- (14) エコ京都21（地球温暖化防止部門）の認定を受けていること（エコ京都21チャレンジ登録は除く。）。
- (15) 京都府地球温暖化対策条例（平成17年京都府条例第51号）の計画書提出事業者及び京都市地球温暖化対策条例（平成16年京都市条例第26号）の特定事業者のうち、新たなエコ対策を行う環境配慮企業として知事の確認を受けていること。
- (16) 一般社団法人京都知恵産業創造の森の省エネ・節電・EMS診断等の支援を受け、かつ、省エネルギー設備を導入すること。

（金利優遇措置）

第3条 前条の対象者のうち各制度融資の要件を満たしたものについては、各制度融資取扱要領で規定する融資利率を、次に掲げるとおり優遇することとする。

- (1) 中小企業支援融資 一般資金（経営力向上関連保証を含む。） 年0.2%引下げ
- (2) 経営あんしん融資 小規模企業おうえん資金（ステップアップ枠） 年0.2%引下げ
- (3) 脱炭素経営促進資金（ただし、第2条(12)から(16)までのいずれかの要件を満たす場合に限り） 年0.2%引下げ

（申込受付）

第4条 この制度の申込受付は、前条に掲げる各制度融資の受付をもって行うものとし、融資申込書（取扱金融機関所定）には、各制度融資取扱要領で定める書類のほか、別表に掲げる書類の添付を必要とする。

(相談受付機関)

第5条 この制度の相談については、次に掲げる機関において受け付けることとし、本制度の内容及び手続等を説明する。

- (1) 取扱金融機関
- (2) 京都府産業支援センター（京都府中小企業技術センター、公益財団法人京都産業21）
- (3) 京都府広域振興局
- (4) 商工会、商工会議所、地域ビジネスサポートセンター
- (5) 京都信用保証協会

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

別 表

雇用・環境経営促進金利優遇制度に係る融資申込添付書類一覧

第2条	対象者	添付書類
第1号	非正規雇用労働者の正規雇用への転換を1名以上図ること	雇用計画書（別紙様式1）
第5号	京都府若者の就職等の支援に関する条例（平成27年京都府条例第46号）の基礎的就職支援事業者又は実践的就職支援事業者で知事の認定を受けていること	基礎的就職支援計画認定通知書の写し 実践的就職支援計画認定通知書の写し （実施期間内のもの）
第6号	京都わかもの自立応援企業認証制度の「京都わかもの自立応援企業」として認証されていること	京都わかもの自立応援企業認証書の写し （有効期限内のもの）
第7号	「就労・奨学金返済一体型支援事業補助金」の交付決定を受けていること。	左記補助金に係る交付決定通知書の写し
第8号	「多様な働き方推進事業費補助金」の交付決定を受けていること。	左記補助金に係る交付決定通知書の写し
第9号	「京都モデル」ワーク・ライフ・バランス認証企業の認証を受けていること	「京都モデル」ワーク・ライフ・バランス推進認証企業認証書の写し
第10号	「OK企業」認証制度における認証を受けていること	「OK企業」認定書の写し
第11号	消防団協力事業所の認定を受けていること	市町村長による認定を証する書類（有効期限の設定がある場合は、有効期限内のもの）
第12号	I S O 1 4 0 0 1 の認証を取得していること	I S O 1 4 0 0 1 認証取得証の写し（有効期限内のもの）
第13号	K E S 環境マネジメントシステム・スタンダードの審査登録を受けていること	K E S 環境マネジメントシステム・スタンダードのステップ1又はステップ2（2 S R と 2 E n を含む。）の審査登録証の写し（有効期限内のもの）
第14号	エコ京都21（地球温暖化防止部門）の認定を受けていること	エコ京都21認定書の写し（有効期限内のもの）
第15号	京都府地球温暖化対策条例の計画書提出事業者及び京都市地球温暖化対策条例の特定事業者のうち、新たなエコ対策を行う環境配慮企業として知事の確認を受けていること	環境配慮企業確認書の写し（当該年度のもの）
第16号	一般社団法人京都知恵産業創造の森の省エネ・節電・EMS診断等の支援を受け、かつ、省エネルギー設備を導入すること	一般社団法人京都知恵産業創造の森の省エネ・節電・EMS診断等による省エネルギー設備の導入に係る助言内容及び省エネルギー設備の導入を証する書類（助言を受けた日から3年以内のもの）